

企業・事業者・大学及びそれらとの連携事業に関して求める要件

下記の要件を全て満たすこと

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
2. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
3. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
4. 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
また、その開始決定がなされていないこと。
5. 藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱別表第1に掲げる排除措置要件に該当しないこと。
6. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
7. 関係法令等に違反し、又は抵触するおそれのないこと。
8. 公序良俗に反し、又は、反するおそれがないこと。
9. 市の品位を損なうおそれがないこと。
10. 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切であること。
11. 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがないこと。
12. 非科学的又は迷信に類するもので、惑わせたり不安を与えたりするおそれがないこと。
13. その他、市長が不適當であると認められるものでないこと。